

平成29年5月11日
土木部営繕課

「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」を策定しました。

○指針の目的は、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現や省エネルギー対策を推進する本県の状況を踏まえ、**県有建築物のエネルギー使用に関する目標値を定め、整備を進める**ものです。

○県有建築物はもとより、**市町村や民間の建築物整備の参考になるもの**と考えていることから、指針を公表するとともに、説明会等により広く周知します。

○指針の**概要**は次のとおりです。

1 対象とする建築物の用途

①事務所（庁舎） ②学校 の新築及び大規模改修

2 目標値

省エネの推進と再エネの導入により、従来の建設コストの範囲内で、法令基準値より、最大で**50%程度エネルギーの消費をおさえた数値の達成**を目指します。

3 建築物の整備における具体的取組

- ①建築物の断熱性能（外壁や窓等）の向上
- ②照明、空調、昇降機等の設備のエネルギー性能の向上
- ③太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

※1 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針（概要版）」は別紙のとおりです。

※2 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」は、福島県ホームページの「土木部営繕課」のページに記載しています。

[\(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/\)](https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/)

※3 今後、県内4ヶ所で、市町村及び関係団体に向けた説明会の実施を予定しています。

【問い合わせ先】

○土木部営繕課（担当者名） 主幹 たもがみ ひであき
田母神 秀顕
電話 024-521-7865（内線）3691 FAX024-521-7717